

「種苗法一部改正案」の審議入りの中止を求める要望書

有機農業推進議員連盟 御中
同 議員各位

2020年4月23日
NPO 法人 日本有機農業研究会
理事長 魚住道郎
NPO 法人 有機農業推進協会
理事長 本城 昇

【要望の要旨】

「種苗法の一部を改正する案」は、国民の食と農の根幹に関わる「種子（たね）」について、大きな影響を及ぼすものです。特に次の点で問題があるので、法改正に当たっては、有機農家を含む幅広い層の農家・農業者をはじめ、農の恵みを楽しむ消費者全般にも広く意見を求めた上で、改正案の作成、そして国会においては十分な審議が必要不可欠です。種苗法のもつ重要性に比べ、今回の改正案の内容と国会への提出はあまりにも拙速です。当該法案の審議入りの中止を強く求めます。

【要望の事項】

1. 人類の本来の権利であり農家・農業者の権利である自家採種・自家増殖は、現行法では「育成者権の効力が及ばない範囲」として一定程度の「自家増殖」を認める条項（第21条2）に明記され、保障されている。だが、改正案ではこの規定を廃止して許諾制とし、実質全面禁止に原則を変えていること。
2. 多数の農家が毎年多額の経済的負担を強いられることになる。
3. 種苗会社にとっては、登録品種の「毎年の種苗の購入」が保証されることになり、品種登録が加速する。そうした品種の中には、安全性・環境影響が懸念される遺伝子操作で品種特性をもたせた遺伝子操作・ゲノム編集作物も想定されること。
4. 育成者権の保護を格段に強化し、品種特性の同定に「推定」規定を入れて権利侵害の立証をしやすくしていることから、自家採種をする農家に対する「権利侵害訴訟」の乱訴や悪質な提訴が起きるおそれがあること。
5. 採種に伴う技能や創意工夫が失われ、長年にわたる農家の自家採種で培われた各地の作物文化の多様性が損なわれ、ゆたかな食文化が衰退すること。
6. 種苗の表示（指定種苗・第59条関係）について、「遺伝子操作技術」を作出時・生産時に一度でも使用したものにその旨の表示を義務付けることが、今回改正案には入っていないこと。

以上の点から、当該法案の審議入りの中止を強く求めます。

【説明】 種苗法一部改正案の問題点

1. 人類の本来の権利であり農家・農業者の権利である自家採種・自家増殖は、現行法では「育成者権の効力が及ばない範囲」として一定程度の「自家増殖」を認める条項（第21条2）に明記され、保障されている。だが、改正案ではこの規定を廃止して許諾制とし、実質全面禁止に原則を変えていること。

有史以来、人々は自分たちの食べる植物（農作物）のタネを採って保存し、次の作期にそのタネを播いて、食べものをつくりつづけ、人々の暮らしを支えてきた。種子は誰のものでもなく、人類共有の財産であり、種採りは農家（農民、農業者、farmer）の当然の行為であり、「農民の権利」であると、世界食糧農業機関（FAO）は2001年に「食料・農業植物遺伝資源条約」（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約：International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture（ITPGR））として明記している。日本はこの条約に2013年に加入している。

他方、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（1961年作成、1972年、1978年、1991年に改正。植物新品種保護国際同盟の仏語略UPOV（ユポフ）によりUPOV条約と呼ばれる。日本は1982年にUPOV'78年条約に加盟し、1998年にUPOV'91年条約に加入）は、新品種の登録品種の育成者権を保護するために各国が国内法を整備することを定めたものだが、このUPOV条約においても、第5章「育成者の権利」の第14条でその範囲を認めると同時に、第15条「育成者権の例外」として、（1）義務的例外（試験目的、他品種育成など）、（2）任意的例外（収穫物を自己の栽培地で増殖の目的で使用するための制限ができることなど）が明記されている。

日本の現行種苗法では、こうした「育成者権の及ぶ範囲の制限」は、第21条2項、3項に、登録品種であっても育成者権の及ばない範囲として、一定程度の自家増殖を認める規定として反映されている。これを堅持すべきである。

今回の種苗法改正案が通ると、このような最も基本的な農家・農業者の権利とすべての国民に関わる食料主権が剥奪されることになる。今回改正の主な目的は、日本で作出した優良品種の海外流出の防止にあるとされる。それを理由に自家増殖を原則として禁じることは、過剰な対策である。しかも、海外流出防止に対して有効ではない。海外で日本作出品種の育成者権を守るには、当該国における品種登録こそが有効なはずである。

2 多数の農家が毎年多額の経済的負担を強いられることになる。

種苗法一部改正案は国内の一部の種苗育成者にとってのメリットはあっても、登録品種の「自家採種」「自家増殖」が許諾料の支払いなしでは禁止となれば、農家にとっては、毎年多額の経済的負担を強いられるものになる。そればかりか、本来農民が先祖代々受け継いできた種を後代に残す、農民にとっての「自家採種」の権利を後代に残していく使命が国によって制限されることになる。農の自然な営みが時の政府の法律によって制限されることは許されない。

3. 種苗会社にとっては、登録品種の「毎年の種苗の購入」が保証されることになり、品種登録が加速する。そうした品種の中には、安全性・環境影響が懸念される遺伝子操作で品種特性をもたせた遺伝子操作・ゲノム編集作物も想定される。

政府は知財戦略推進政策を進めているので、今後、農作物の品種登録数は加速すると考えられ

る。企業にとっては、毎年の種苗の購入が法律により保証されることになるので、特に懸念されるのは、遺伝子を操作することにより品種特性の違いをもたせた遺伝子組換え・ゲノム編集種苗の品種登録が増えると予想されることである。私たちは、自然の摂理に反する遺伝子操作に反対している。国はそうした儲け一辺倒の遺伝子操作品種を有する企業に一方的に利する道を開いてはならない。

4 育成者権の保護を格段に強化し、品種特性の同定に「推定」規定を入れて権利侵害の立証をやすくしていることから、自家採種をする農家に対する「権利侵害訴訟」の乱訴や悪質な提訴が起きるおそれがある。

今後、在来品種についても、現時点では品種登録できないとされているが、今後、在来品種であっても何らかの品種改良（育種）を加えて品種の特性として区別できる形質をもたせることができれば、品種登録できることになり、登録品種が増えていくことが予想される。

そもそも、同じ種類の作物では風や昆虫による交雑が起きるし、また、作物の品種特性は、地域や経年で変化する。地域で発現が変化することは、秋田フキを関東地方で植えても大きくならないことや、練馬大根や高菜（タカナ）が各地でそれぞれの形質を獲得して多くの地方名がついていることからわかる。また、自家採種する農家が意識的・無意識のうちに「選抜」をして形質が変化することもある。そうした種子特有の性格をかんがみると、もしも在来種由来の作物に育種が加えられて品種登録された場合、必ずしも容易に判別できるわけではない。

今回の改正案では、権利侵害の提訴について、格段に育成者側に有利になる改定が含まれている。たとえば、登録品種の審査特性で同一品種であると明確に区別できない場合、「推定」により同定できるとしている。（第 35 条 2 の新設）

農家が自家採種した種子を使って栽培していたものが登録品種と同等とみなされ、「権利侵害に対する訴え」が農家に対して起こる可能性がある。もしも、育成者権を主張する提訴が自家採種農家に対して起こされると、それだけでも、他の自家採種農家は萎縮してしまうであろう。これは、本来の農家の種採りの権利が脅かされることにつながる。

5. 採種に伴う技能や創意工夫が失われ、長年にわたる農家の自家採種で培われた各地の作物文化の多様性が損なわれ、ゆたかな食文化が衰退する。

南北に長く、四季がはっきりし、多様な地形に富む日本列島では、それぞれの地域で、そこに暮らし農を営む人々が種子を採り、作物とともに次世代につないでいくという営為によって、多様な作物文化が継承されてきた。こうしたゆたかな農と食の文化は、誰のものでもなく、みんなの共有のものである。今、農山漁村が衰退の危機に瀕し、地域の振興が急がれるからこそ、産業的な農業の一端を担う品種登録による高付加価値化や競争力強化の方向ではなく、地域に根ざす農家をはじめ市民・住民も加えた人々による自家採種を盛んにし、地域の行政とも連携した在来種の保存継承の道へとつなげたい。在来種やその食文化を守るための法律も必要となるだろう。

6. 種苗の表示（指定種苗に係る規定、第 59 条関係）について、「遺伝子操作技術」を作出時・生産時に一度でも使用したものにその旨の表示を義務付けることが、今回の改正案には入っていないこと。

遺伝子操作のひとつであるゲノム編集技術を用いた種子がありえる状況になってきた。品種・

種子の作出・生産過程で、一度でも遺伝子操作技術（ゲノム編集含む）を使った品種・種子であることを、種苗流通業者、農家・農業者が判別できるようにすべきである。とりわけ、有機 JAS 検査認証制度においては、そうした遺伝子操作・組換え技術を使ったものかどうか認証手順が必要とされる。今回の改正案には、この「遺伝子操作技術」の使用の有無に係る表示の義務付けが入っていない。この「遺伝子操作」の有無の表示義務付けのない改正案は認められない。

3月31日に閣議決定された新食料・農業・農村基本計画でも、また同日答申がなされた新有機農業基本方針においても、SDGs や生物多様性の保全など環境政策としての有機農業の推進・拡大が大きな政策課題となっています。多様性のある変化に富んだ農村風景も、多種多様な作物と、種子を採り、種子から育てる農の技能、農の文化、そしてその食文化も、地域の農家の長年にわたる種採りとその継承によりはぐくまれた遺産です。この共通の遺産を守り続けなければなりません。

加えて、気候変動などによる自然災害が多発する中で、農作物の生物多様性は食料の安定供給に欠かすことができないと考えられており、FAO などの国連機関は農家・農業者による自家増殖が重要な役割を担っていると、その権利保護を重要視しています。さらに新型コロナウイルスの感染が世界を席卷している中で、アメリカなど大規模農業中心の国では、農作業を担う外国人労働者などの人手不足により食料供給が滞る事態となり、自家増殖を行うような小規模な農家・農業者の保護の重要性が再認識されています。このような状況下において、農家・農業者の自家増殖の権利を剥奪することは、日本の食料安全保障に関わる重大なことだと言わざるを得ません。

以上のように、今回の種苗法一部改正は、登録品種だけの自家増殖禁止にとどまらない根本にかかわる問題を含んでいます。審議入りの中止を強く求めます。